

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	児童扶養手当支給事業			事業コード	0470
所属コード	065000	課等名	保健福祉部児童福祉課	係名	家庭支援係
課長名	石橋 浩幸	担当者名	豊川 雄太	内線番号	2565
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 2 項 2 目 児童扶養手当支給事業(003-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	14 年度
根拠法令等	児童扶養手当法			

(2) 事務事業の概要

離婚や死亡等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自律の促進に寄与するため、当該児童の養育者に児童扶養手当を支給して、児童福祉の増進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

死別母子家庭を支給対象とする母子年金の補完制度として母子福祉年金から所得の低い離婚母子世帯に対する社会福祉制度を設けるため、児童扶養手当法が制定された(昭和 36 年 11 月)。

その後、離婚の増加など母子家庭を取り巻く状況が大きく変化したことから、児童扶養手当制度を従来の補完制度から福祉制度に改めた。また、平成 14 年 8 月に児童扶養手当法が改定され、手当の支給主体が県から市になり、平成 22 年 8 月からは父子家庭も支給対象となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

児童扶養手当法の制度改正により、受給をはじめてから 5 年又は受給要件に該当してから 7 年の、どちらか早いほうに該当した時、平成 20 年度以降、受給者の手当額は原則として減額されることになった。また、平成 22 年 8 月からは父子家庭も支給対象となった。平成 23 年 4 月から、障害年金の子の加算の運用の見直しにより、これまで子が障害基礎年金の子加算の対象である場合は児童扶養手当の受給対象とされなかったが、今後は、子加算額と児童扶養手当額の高い方を選択して受給できることとなった。平成 24 年 8 月から、配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令が出された場合も支給対象となった。

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	404,292	428,330	440,305	428,998
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	821,787	859,723	880,611	866,629
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,226,079	1,288,053	1,320,916	1,295,627
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	3,612	3,612	3,612	3,612
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	14,448	14,448	14,448	14,448
計	トータルコスト A+B	千円	1,240,527	1,302,501	1,335,364	1,310,075
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭等の経済的な安定に寄与し、施策の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務であるため。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法定事務であるため。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：児童扶養手当法に基づく事業であることから、廃止・休止はあり得ない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がない。

理由：児童扶養手当法に基づく事業であることから、見直す余地はない。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公平・公正である。

理由：手当を支給する事業であることから、受益機会の適正化余地、受益者の費用負担は考えられない。

(4) 効率性評価

削減できない。

理由：事業費は手当支給額であることから、事業費を削減することはできない。また、現状の事業内容から、人件費を削減することはできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

現行制度の中で、制度の改正がなされており、当面は現状維持とする。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

現行制度内での改革改善を進めている。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

受給者数が増える傾向にあり，引き続き，適正な審査に努めながら，認定や支給等スムーズに行われるよう取り組んでいく。